

救急安心センター導入検討委員会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、救急安心センター導入検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、本県における救急安心センター事業の有用性等について検討することを目的とする。

(委員)

第3条 委員会は、知事が委嘱した委員で構成する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選で選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、鹿児島県危機管理防災局消防保安課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月29日から施行する。